

# 地域未来投資促進税制の拡充について

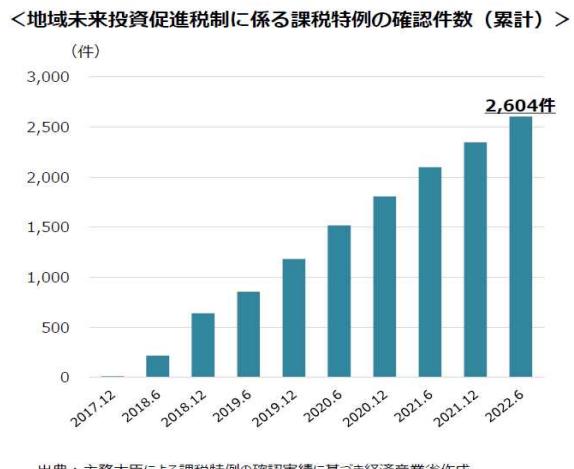
【担当省庁】経済産業省

地域経済を牽引する企業の成長・デジタル化を促進するためには、設備投資に係る支援が不可欠であり、地域未来投資促進税制による一層の取組が必要であることから、以下のとおり対応をお願いしたい。

- 地域未来投資促進税制の適用期限の延長
- 措置の対象となる資産を拡充するとともに、戦略的な産業群の維持・強化等に資する事業を重点的に支援

## 【現状・課題等】

- 地域未来投資促進税制の適用期限は、令和5年3月31日までとされ、措置の対象は、機械装置・器具備品・建物・附属設備・構築物とされている。
- 地域未来投資促進税制の適用を受けるため、主務大臣による課税特例の確認を受けた事業は、2017年7月31日(地域未来投資促進法施行の日)から、2022年6月末までに、全国累計2,604件となっており、本制度の利活用ニーズは高い。
- 設備投資全般を巡り国内各地域からは、「物流やエネルギー価格の高騰が収益を圧迫しており、不急な設備更新案件はなるべく先送りしている」「今後、生産年齢人口の減少から一段と人材確保が難しくなると見ており、自動発注システムなどの省人化投資を積極的に進めている」といった声が見られるため、厳しい経営状況にある中小企業を支援するためにも、設備投資の後押しが必要である。



出典：日本銀行「地域経済報告(さくらレポート)」

2021年7月・2022年1月・2022年7月版より抜粋

京都府 の担当課	商工労働観光部 産業労働総務課 (075-414-5493)
-------------	--------------------------------

### 【国の事業等】

#### ■税制改正要望〔経済産業省〕

- 「令和5年度税制改正に関する経済産業省要望」において、令和6年度末までの適用期限の延長及び措置の対象となる資産へのソフトウェアの追加等を要望

#### ■地域未来投資促進税制

- 地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進することを目的として、地域未来投資促進法が制定(2017年7月31日施行)されると同時に、地域未来投資促進税制も創設
- 本税制により、地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却(最大50%)又は税額控除(最大5%)を受けることが可能
- 本税制の支援措置を受けるためには、都道府県による地域経済牽引事業計画の承認に加えて、国(主務大臣)による課税特例の確認が必要

#### 課税の特例の内容・対象

【適用期限：令和4年度末まで】

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

### 【京都府の取組】

#### ■地域経済牽引事業計画37件を承認(R4.8.18時点)

(うち、国に課税特例の確認を受けた件数16件)

#### ▼令和2年4月～4年8月 承認実績

承認年月日	事業者名	事業名	事業実施地域	地域未来投資促進税制の活用希望
令和2年4月1日	株式会社創研社	特殊板金技術を活用した産業用金属製板の製造加工	山城地域	
令和2年7月20日	D-matcha株式会社	和束茶の製造/販売/輸出・体験/観光・お茶関連商品の加工販売を担う和束茶総合商社事業	和束町	○
令和2年8月20日	日東精工株式会社	異種金属接合技術「AKROSE（アクローズ）」および「AKROSE HYBRID」関連部品の展開	中丹地域	○
令和2年12月17日	日本電産株式会社	向日町プロジェクトC棟建設工事	山城地域	○
令和3年8月17日	コタ株式会社	頭髪化粧品の製造	山城地域	○
令和3年6月29日	株式会社工進	エンジンポンプ増産プロジェクト	山城地域	○
令和4年8月18日	株式会社日本リート	はちかん大原での民泊事業、茶懐石料理をメインとした飲食事業および茶事行事の開催支援事業	京都市	○